

第6章 その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 信託法改正に伴う信託業法の整備

I 経緯

1. 法制審議会での審議

大正11年に制定された信託法は、約80年間にわたり、カタカナ表記のまま実質的な改正が行われないうまま現在に至っている。しかしこの間の社会・経済活動の多様化に伴い、信託法制定当時には想定されなかった形態での信託の活用等が図られていることから、現行の信託法を現代化する必要性が指摘されている。

以上のような状況を踏まえ、法制審議会においては、平成16年9月8日に信託法部会（部会長：能見善久東京大学教授）の設置が決定され、同年10月1日以降、現行の信託法の全面改正に向けた調査・審議が行われた。その結果、17年7月に改正要綱試案がとりまとめられ、パブリック・コメントに付された。その後もパブリック・コメントの結果等を踏まえ審議を続けた結果、18年2月に信託宣言（自己信託）などの新しい類型の信託の創設、受託者の義務の合理化等を内容とする信託法改正要綱が決定された。

2. 金融審議会での審議

上記の法制審議会における信託法改正の議論においては、信託宣言等新しい類型の信託の創設、受託者の義務の合理化など、信託法の改正に伴い信託業法等の見直しが必要となる部分が含まれていたことから、平成17年11月より金融審議会金融分科会第二部会と信託WGの合同会合において検討を行った。その結果、18年1月には、

- (1) 信託法改正に伴って追加される新しい信託類型等については、信託業法上、16年12月の信託業法の全面改正において受益者等の保護、信託業に対する信頼確保の観点から構築された基本的枠組みは維持したうえで、十分活用可能となるよう配慮しつつ適切に位置付けるために必要な措置を早急に講ずる、
- (2) 受託者の義務については、信託法改正で信託法上は任意規定化するなど大幅な緩和が図られるものの、信託法に加えて信託業法において規制を行う趣旨が、受託者である業者と不特定多数の顧客（受益者）との間の情報量や交渉力の差が生じ得ることなどであることから、基本的に現行どおり信託会社等に義務を課すこととする、
ことなどを主な内容とする「信託法改正に伴う信託業法の見直しについて」が取りまとめられ、この内容を踏まえ、信託業法等の改正作業を進めることとされた。

3. 信託法案、信託法整備法案の国会提出

上記金融審議会報告を踏まえ改正内容を精査し、法務省や内閣法制局等と調整を進めた結果、今回の信託業法やその他金融関係法律の改正内容は、信託法の改正内容に伴うものを措置するものであること等から、信託法改正によって必要となる法律改正を一括して行う法務省提出の信託法整備法（63法律で構成）の中で措置することとされ、信託法案とともに、平成18年3月10日に閣議決定され、同月13日に第164回通常国会に提出された。

その後、6月1日に衆議院法務委員会に付託され、同月13日に同委員会において提案理由説明が行われ、第164回通常国会の実質的な最終日である同月16日に衆議院本会議において閉会中審査案件として議決され、継続審議とされた。

II 概要

1. 新しい信託類型に対する改正信託業法の規制

- (1) 他人から信託財産の引受けを行うもの（事業信託（信託財産により事業を行う信託）、限定責任信託、目的信託）

現行の信託業法における通常的信託と同様に受託者に対して参入規制等を適用した上で、さらに信託類型に応じて必要な説明義務等を課すこととした。

- (2) 委託者＝受託者となる自己信託

受益者保護の必要性は現行の通常的信託と同様であることから、以下の規制を課すこととした。

ア. 不特定多数の受益者を予定して自己信託を行う者は、業規制の対象とした。

イ. 規制内容は、基本的に現行の通常的信託を扱う受託者と同様とした。

(ア) 参入要件として、最低資本金等を求めるとともに、信託事務に支障が及ばぬよう兼業を規制（兼業の健全性の確保等を求める）した。

(イ) 受託者としての管理運用上の義務（善管注意義務、忠実義務等）を一律に課すこととした。

(ウ) 信託財産の状況等について、受益者への情報開示を義務付けることとした。（※定期的な信託財産状況報告書の交付義務。）

(エ) これらの規制の実効性を担保するため、業務改善命令等の監督措置、立入検査の対象とした。

- (3) 信託設定時において、第三者が信託財産をチェックすることを義務付けるなど、通常的信託の場合に加えて追加的な義務を課した。

2. 受託者の管理運用上の義務

(1) 受託者が信託財産の管理運用を行う際の善管注意義務、忠実義務等については、今回の信託法改正により、当事者間の契約により軽減等が可能となるが、信託業法上は、原則として、受託者に対して現行どおり一律に善管注意義務、忠実義務等を課すこととした。

ただし、信託実務の効率化の観点から、受益者保護上問題がない範囲で見直すこととした。具体的には、動産・有価証券等については、改正信託法と同様、物理的分別管理の代替として、帳簿上の管理を認めることとした。

(2) 受託者が信託業務を第三者の委託先（外注先）に委託する場合には、基本的には現行どおり、

① 委託先（外注先）は受託者と同様に善管注意義務等の義務を直接負う

② 受託者は委託先（外注先）の行為について厳しい損害賠償責任を負う

こととした。

ただし、上記①については、委託先の業務が信託財産の保管に留まる場合などを除くこととし、②については委託先が関係者を指名した場合、又は受益者の指図による場合を除くこととした。

第2節 会社法制の現代化と金融関係法令の整備

I 会社法の概要等

「会社法」(平成17年法律第86号)は、最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から会社に係る各種の制度の在り方について体系的かつ抜本的な見直しを行うとともに、商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成した新たな法典として、平成17年6月29日、第162回国会において可決・成立し、同年7月26日に公布、18年5月1日に施行された。

主な改正点は、

- ① 株式会社制度と有限会社制度の統合
- ② 設立時の出資額規制の撤廃(最低資本金制度の見直し)
- ③ 組織再編行為に係る規制の見直し
- ④ 株式・新株予約権・社債制度の改善
- ⑤ 株主に対する利益の還元方法の見直し
- ⑥ 取締役の責任に関する規定の見直し
- ⑦ 株主代表訴訟制度の合理化
- ⑧ 内部統制システムの構築の義務化
- ⑨ 会計参与制度の創設
- ⑩ 会計監査人制度に係る規定の見直し
- ⑪ 合同会社制度の創設

などである。

また、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。17年7月26日公布、18年5月1日施行)において、会社法の施行に伴う関係法律の整備が行われた。

II 金融関係法令の整備

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律においては、当庁所管法令について、会社法の施行に伴う形式的な整備のほか、政策的な判断を伴う整備が行われた。主な内容は次のとおりである。

1. 取締役の任期

会社法においては、実態として所有と経営が一致していることが多い譲渡制限株式会社については、「定期的に取り締役又は監査役としての適否について株主の信任を問う」という任期の役割が希薄であり、再任・改選に伴うコストとの比較に鑑み、定款により任期の伸長ができることとされた。

一方、銀行、保険業を営む株式会社、証券会社等の金融機関等については、譲渡制限会社形態をとるものであっても、所有と経営の関係は上記において会社法が射程に収めているオーナー企業のようなものとは性質が異なる。また、公共性・預金者保護・保険契約者の保護・投資者保護等の観点から、一般事業会社よりも高いレベルのガバ

ナンスが要求されている。

以上の理由から、保険業法、銀行法及び証券取引法等においては、譲渡制限会社といえども定款による取締役の任期の伸長は認めないこととされた。

2. 取締役の欠格事由

会社法においては、取締役の欠格事由から「破産手続開始決定を受け復権していない者」を除くこととされた。これは、特に、中小企業の破産の場合において、経営者が会社の債務について個人保証をしている結果、経営者自身も破産に追い込まれるケースなどを念頭に置いており、破産者の早期の経済的再生を可能とするものである。

一方、銀行法・保険業法・証券取引法等においては、取締役は「十分な社会的信用を有するものでなければならない」等とされており、預金者保護・保険契約者保護・投資者保護の要請が制度設計上付加されている。

銀行・保険会社・証券会社等の金融機関等については、上記のとおり預金者保護等の要請から取締役・役員の資格要件を厳格に解することに合理性がある一方、取締役・役員の欠格事由について現状を維持したとしても、一般事業会社において早期の取締役としての経済的再生の道が塞がれることにはならないため、「破産手続開始決定を受け復権していない者」を欠格事由から除かないこととされた。

3. 取締役会設置の義務化

会社法においては、一定のルールの下、取締役会を任意に設置することができることとされた。

銀行法・証券取引法等においては、各業への参入規制として株式会社に主体を限定しているが、これは、資力のみならず機関設計の観点からも一定程度のガバナンスを要求するとの考え方に基づくものであることから、取締役会の設置を義務付けることとされた。

4. 監査役会設置の義務化

会社法においては、一定のルールの下、監査役会を任意に設置することができることとされた。

銀行法・保険業法においては、各業への参入規制として株式会社に主体を限定（もしくは認められる主体の一つ）しているが、これは、機関設計において一定程度のガバナンスを要求するという観点に立つものであり、ここに商法特例法の「資本金5億円以上のような大会社であれば監査役会を置くというガバナンスが要求される」という趣旨も含めて考えれば、監査役会について必置となる。以上から、銀行・銀行持株会社・保険会社については、監査役会の設置を義務付けることとされた。

なお、最低資本金が5億円以上とされている①株式会社証券取引所、②株式会社金融先物取引所、③保管振替機関、④振替機関については、上記と同様の考え方から、株式譲渡制限会社であっても監査役会の設置を義務付けることとされた。また、最低資本金が5億円未満の証券会社、証券金融会社、投資信託委託業者、投資法人、認可投資顧問業者、金融先物取引業者、証券取引所持株会社、証券取引清算機関、金融先

物取引所持株会社、金融先物清算機関については、株式譲渡制限会社の場合には監査役会の設置を義務付けないこととされた。

5. 資本金の額

会社法においては、株式会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額（設立要件としての最低資本金）については下限額を設けないこととされた。

金融関係諸法令においては、預金者保護、投資者保護、保険契約者保護等の金融機関に課せられる要請の観点から、商法における株式会社よりも重い資本金の下制限が課せられていたところであり、これまでの水準をそれぞれ維持することとされた。

6. 公告方法

公告制度が大幅に見直されたことを踏まえ、金融庁所管法令における公告制度についても整備を進めることとされた。

特に、金融機関については電子公告制度等が導入されておらず、柔軟に会社の自治に委ねつつ、可能なところについては簡略化を図るという会社法現代化の方向に沿って、これを導入することとされた。

また、会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係政省令の整備を行った。

第3節 電子債権法制をめぐる動き（資料6-3-1～5参照）

I 電子債権に関する検討経緯

電子債権（仮称）については、「e-Japan 戦略Ⅱ」（平成15年7月2日）以降累次のIT戦略本部決定等に基づき、電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、経済産業省における電子債権を利用したビジネスモデルの検討、金融庁における電子債権についての金融システム面からの検討、法務省における電子債権の私法上の論点整理がそれぞれ行われてきた。

そして、17年12月には、法務省、経済産業省、金融庁において「電子債権に関する基本的な考え方」をとりまとめ、電子債権制度の骨格を明らかにした。更に、18年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」において、「平成17年12月に明らかにされた電子債権制度の骨格を踏まえて電子債権法（仮称）の制定に向けた検討を進め、平成18年度中の法的枠組みの具体化を目指す」こととされた。

II 金融審議会（第二部会及び情報技術革新WG）における検討

金融庁では、16年12月公表の「金融改革プログラム」において、「ITの戦略的活用」を掲げ、電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討を行うこととし、17年4月より、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて電子債権法制に関する検討を行い、同年7月に座長メモ「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」をとりまとめ公表した。

その後、18年2月より、法務省の法制審議会電子債権法部会において、電子債権法（仮称）の整備に向けた電子債権の基本的性格付け及び私法上の整理に関する検討が行われているが、金融庁としては、制度の中核的な役割を担う電子債権管理機関のあり方等について検討を行うため、同年6月より、金融審議会金融分科会第二部会及び情報技術革新WGの合同会合において、審議を開始している。

第4節 新しい電子的支払サービスに関する検討

I 金融審議会（情報技術革新と金融制度に関するWG）における検討経緯

平成16年12月公表の「金融改革プログラム」に掲げた、電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討の一環として、金融審議会金融分科会情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループにおいて、近年、少額決済や電子商取引の分野において急速に普及が進んでいるいわゆる電子マネー等のプリペイド（前払い）型の新しい電子的支払サービスについて、17年10月より計7回にわたり、事業者からのヒアリングによる実情把握及び課題の整理が行われ、18年4月に座長メモ「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について」が公表された。

本座長メモは、そのヒアリング結果等を踏まえ、こうした電子的支払サービスを提供する事業者に対して利用者保護の観点から留意すべき点を示すとともに、民間事業者が利用ニーズに応じた多様なサービスを発展させることができ、利用者の側もそれを安心して利用できるような環境の整備のために、今後、政府において検討すべき課題を整理したものである。

II 「新しい電子的支払サービスの発展に向けた課題について（情報技術革新と金融制度に関するWG座長メモ）」の概要（資料6-4-1～3参照）

1. 最近の電子的支払サービスの内容

電子的支払サービスには様々なものがあるが、情報技術革新WGにおいては、最近普及が進むプリペイド型の電子的支払サービスを提供する事業者からヒアリングが行われた。そして、座長メモにおいて、ヒアリング結果に基づき、「ICチップを利用した電子的支払サービス」と「インターネット上での電子的支払サービス」に、サービス内容等を整理した。

このうち「ICチップを利用した電子的支払サービス」については、交通カードやICカード自体の多機能化、コンビニエンスストア、マイレージサービス、ポイントサービス等との連携に伴い、引き続き急速な拡大を続けており、最近では、ICカードだけでなく、ICチップを搭載した携帯電話を用いたサービスの提供や電子的価値を利用者同士で移転するサービスも始まるなどサービスが多様化してきている。また、「インターネット上での電子的支払サービス」については、電子的価値を搭載したカード等が発行されず、サービス提供者のサーバのみで利用者ごとの電子的価値が管理される点がその特徴となっている。

2. 電子的支払サービスの提供者が留意すべきと考えられる事項

電子的支払サービスについては、今後も様々なサービスの開発・普及が予想されるが、現在のところ、このような電子的支払サービスを包括的に

規律している法制等はない。そこで、情報技術革新WGでは、利用者保護や決済の安定性確保を通じサービスに対する信頼性を高める観点から、電子的支払サービスの提供者が少なくとも留意することが望ましい事項として、以下の5つの点を示している。

- ① 契約関係等の明確化
- ② 電子的価値の金額情報の滅失・毀損等の際の取扱い
- ③ 情報セキュリティ及びシステム運用上の信頼性確保
- ④ 前受金の適切な管理
- ⑤ 個人情報の保護

3. 電子的支払サービスに関する今後の検討課題

また、情報技術革新WGの議論においては、電子的支払サービスの普及がわが国の将来的な決済システムの姿へ影響を与える可能性があるとの意見や、利用者のニーズに応じた多様なサービスを行う上で、従来法制上の枠組みにおいて法的な整理が難しい問題が生じつつあるとの意見も出されていたことも踏まえ、今後、利用者が安心して民間事業者から利便性の高いサービスの提供を受けられ、かつ、民間事業者の側においても利用ニーズに応じた多様なサービスを創意工夫によって発展させることができるような環境の整備を適切に進めていく必要があるとされた。

こうした観点から、政府においては、今後の電子的支払サービスの動向等を見据え、情報技術革新に伴うサービスの発展を阻害することのないよう配慮しながら、諸外国の状況等も踏まえつつ、特に以下に示した3つの課題に関して、今後どのように取り組んでいくべきかについて引き続き検討を進める必要があるとされている。

- ① サービス提供者破綻時の利用者保護
- ② 電子的支払サービスに関する当事者間の責任分担のあり方等
- ③ 電子的支払サービスのあり方

第5節 貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正

I 平成18年1月13日最高裁判決の概要（資料6-5-1参照）

1. 貸金業者が契約時に交付する書面の記載事項について定めた貸金業規制法施行規則15条2項の規定は、貸金業規制法18条の委任を超え違法である。
2. 貸付契約に期限の利益喪失特約が付されている場合、利息制限法の上限金利を超える部分の利息については無効であるが、特段の事情のない限り事実上支払いを債務者に強制することになるから、「みなし弁済」の要件とされている支払いの任意性は否定される。

II 上記判決を受けた施行規則改正の概要（資料6-5-2参照）

1. 貸金業規制法施行規則15条2項は、受取証書の法定記載事項である貸金業者の商号、名称又は氏名及び住所、契約年月日、貸付けの金額を契約番号その他により代えることができる旨規定していたが、これを削除した。法21条2項の支払催告書面についても、規則19条4項に同様の規定があるが、これを削除した。
本改正の施行期日は公布日（同年4月11日）とした。
2. 貸金業規制法17条1項の契約締結時の書面については、貸金業規制法施行規則13条1項1号又において、「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」を記載することとされていたが、これに「（利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨）」を追加した。その他、同様の記載が求められる書面にかかる規定について、同様の改正を行った。
本改正の施行期日は同年7月1日とした。

第6節 郵政民営化について

I 経緯

郵政民営化については、平成17年10月14日郵政民営化関連6法が成立し、19年10月1日から実施されることとなった。

金融庁としては、郵政民営化が円滑に行われるよう、民営化までに必要な措置について関係省庁（郵政民営化推進室及び総務省）と連携を図りつつ、郵政民営化の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 郵政民営化関連6法の成立（平成17年10月14日）

第163回特別国会に法案が提出され、国会の審議を経て郵政民営化関連6法が成立した。（郵政民営化の実施は19年10月1日に決定）

2. 郵政民営化推進本部の設置（平成17年11月15日）

郵政民営化推進本部会合（第1回）が開催され、郵政民営化推進本部（金融担当大臣は副本部長）が設置されるとともに、民営化までの今後のスケジュール及び郵政民営化法の政省令等の制定について意思統一が図られた。

3. 日本郵政株式会社（準備企画会社）の設立（平成18年1月23日）

日本郵政株式会社が設立され、これにあわせて、同社の下に置かれる経営委員会の認可を行った。

4. 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の策定等（平成18年1月25日）

郵政民営化推進室及び総務省と緊密な連携の下、「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画案」を作成し、郵政民営化推進本部の決定を得た。これを受け、日本郵政株式会社に対し、当該基本計画を踏まえ、19年4月30日までに「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」を作成するよう指示した。

5. 政令、内閣府令・総務省令の整備

郵政民営化法において、政令及び内閣府令・総務省令に委任されている郵便貯金銀行・郵便保険会社が民営化当初において行うことができる業務範囲等について、政令、内閣府令・総務省令（いわゆるビジネスモデル政省令）の整備を行い、郵政民営化委員会（平成18年5月17日）の審議を経て、パブリック・コメントに付した。（18年5月27日～6月26日）